

第12回

定時株主総会 招集ご通知

2019年5月1日 ▶ 2020年4月30日



開催日時

2020年7月29日（水曜日）
午前11時（受付開始 午前10時30分）
（開始時刻が変更になっております）

開催場所

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
株式会社フィット徳島本社 4階会議室
（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾
の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）2名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件	9
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	11

添付書類

事業報告	12
計算書類	29
監査報告書	31

＜新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ＞
新型コロナウイルス感染防止のため、今後の状況により
株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当社
ウェブサイト（<https://www.fit-group.jp/>）に掲載い
たしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、当日のご来場は、感染防止のため可能な限りお控
えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

株式会社フィット

証券コード：1436

証券コード 1436
2020年7月14日

株 主 各 位

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
株式会社フィット
代表取締役社長 鈴 江 崇 文

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページに記載の「議決権行使のご案内」に従いまして、2020年7月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月29日（水曜日）午前11時
(受付開始時間は午前10時30分とさせていただきます。)
2. 場 所 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
株式会社フィット 徳島本社 4階会議室
(会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1. 法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fit-group.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。

（1）株主資本等変動計算書（2）計算書類の個別注記表  
したがって、本提供書面は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び計算書類の一部であります。

2. なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fit-group.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防への対応につきましては、次ページをご確認くださいよう、  
お願い申し上げます。

## 定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

定時株主総会の開催にあたり、当社の新型コロナウイルスによる感染防止に向けた弊社の対応について、以下の通りご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 【弊社の対応について】

- 株主総会の取締役及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- 本株主総会会場において、新型コロナウイルス感染防止のため、会場内スペース（座席等）につきましては、席数に限りがあり、ご入場出来ない場合がございます。

#### 【株主様へのお願い】

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- 株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳しくは招集ご通知4ページをご参照ください。）

#### 【来場される株主様へのお願い】

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場入り口にアルコール消毒を準備いたしますので、ご入場の際必ず消毒いただきご入場願います。
- 感染予防のため、会場内は必ずマスク着用をお願いします。
- ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新いたしますので、適宜ご確認を頂ければ幸いに存じます。

以上

# 議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1 株主総会にご出席いただける場合



当日は、本招集ご通知をご持参ください。また、同封の議決権行使書をご持参いただき会場受付にご提出ください。  
なお、ご捺印は不要です。

**開催日時** 2020年7月29日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

**開催場所** 株式会社フィット徳島本社4階会議室  
徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 2 書面（郵送）で議決権を行使される場合

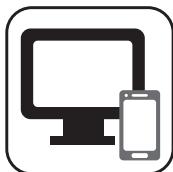


同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するよう、ご投函ください。  
なお、切手の貼付は不要です。

**行使期限** 2020年7月28日（火曜日）午後6時到着分まで有効

◎各議案について、賛否の表示がない議決権行使書を提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

## 3 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書に記載してあります「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年7月28日（火曜日）午後6時入力分まで有効

（議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>）



## インターネットで議決権を行使される場合の手続き

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ行使いただきますよう、お願い申し上げます。

### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面にしたがって当該サイトをご利用ください。  
なお、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを中止しております。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合があります。
- ③ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) のご不明な点は、下記のヘルプデスクにお問い合せください。



### (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

### (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料などの費用につきましては、株主様のご負担となります。

ヘルプデスク

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-173-027 (通話料無料)  
受付時間 午前9時～午後9時



インターネットによる議決権行使のご案内

#### ■議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、第12期の期末配当を、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は42,610,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年7月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（1名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について、適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 鈴木 江 崇 文<br>(1973年12月8日) | 1997年4月 三井ホーム(株)入社<br>2001年10月 ゴーイングホーム(株) (現(株)LIXIL住宅研究所) 入社<br>2002年8月 (株)スズケン工業 (現(株)スズケン&コミュニケーション) 取締役就任<br>2003年10月 同社 取締役営業推進部長就任<br>2008年10月 同社 代表取締役就任<br>2009年4月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)                                                                                                         | 530,000株   |
| 2     | 浅田 浩<br>(1967年5月2日)      | 2008年1月 ダイドー住販(株)入社<br>2009年10月 (株)ハウズドゥ入社<br>2010年10月 同社 取締役<br>2015年7月 同社 常務取締役CFO兼管理統括本部長兼経営企画室長<br>2017年9月 同社 専務取締役CFO<br>2020年1月 (株)アーサーズ・チーム 設立<br>同社 代表取締役 (現任)<br>2020年3月 (株)TATERU 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br>2020年3月 当社顧問就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)アーサーズ・チーム 代表取締役<br>(株)TATERU 社外取締役 (監査等委員) | 一株         |

- (注) 1. 取締役候補者鈴木江崇文氏は当社の大株主であり親会社等に該当します。  
2. 浅田浩氏は新任の取締役候補者であります。  
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
4. 浅田浩氏は社外取締役候補者であります。

5. 浅田浩氏は、不動産業界における豊富な事業経験に基づく知見を有するとともに、一部上場企業のCFOとして事業拡大を支え、内部統制にも精通していることから、実践的な経営管理の視点に基づく、内部管理体制の構築と監督機能により企業価値に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
6. 当社と浅田浩氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 徳 岡 宏<br>(1956年7月25日)   | 1981年4月 株式会社阿波銀行入行<br>2008年6月 同行 法人室室長就任<br>2011年6月 同行 審査部副部長就任<br>2018年8月 当社 入社<br>2018年12月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）                                                                                                                                                                                                               | 2,000株         |
| 2         | 三 谷 恭 也<br>(1978年4月26日) | 2001年4月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行<br>2006年8月 CITIBANK NA（現CITIBANK銀行(株)）入行<br>2009年8月 (株)Principle創業<br>2012年9月 野村證券(株)入社<br>2013年10月 NACRE Global Asset Protection<br>（Switzerland）AG創業<br>(株)日本APセンター創業 代表取締役副社長<br>就任（現任）<br>2014年10月 (株)フュービック社外監査役就任<br>2015年3月 (株)Tier・Index 創業取締役就任（現任）<br>2018年7月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | や<br>山<br>だ<br>田<br>よ<br>し<br>善<br>の<br>り<br>則<br>氏<br>(1946年5月22日) | 1969年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>1999年4月 同社 常務取締役就任<br>2003年4月 (株)ジャパン・コンファーム代表取締役就任<br>2008年6月 みずほ信託銀行(株)常勤監査役就任<br>2012年10月 (株)日本APセンター取締役会長就任（現名誉会長）<br>2013年6月 (株)日本M&Aセンター監査役就任<br>2014年7月 フォースバレー・コンシェルジュ(株)常勤監査役就任（現任）<br>2014年11月 (株)鉄人化計画社外取締役<br>2016年6月 (株)日本M&Aセンター取締役（監査等委員）就任（現任）<br>2018年7月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三谷恭也氏及び山田善則氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 三谷恭也氏は、金融機関における豊富な経験に加え、事業法人の経営者並びに社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査強化に活かすことができると判断しております。
  - (2) 山田善則氏は、金融機関における豊富な経験に加え、事業法人の経営者並びに常勤監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査強化に活かすことができると判断しております。
4. 現社外取締役の三谷恭也氏及び山田善則氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 当社と候補者徳岡宏一氏、三谷恭也氏及び山田善則氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 三谷恭也氏及び山田善則氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年12月20日開催の臨時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された中田祐児氏の選任の効力は本総会開始の時までとされております。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 中田祐児<br>(1953年3月17日) | 1977年4月 司法修習生任官<br>1979年4月 徳島弁護士会登録<br>2008年2月 弁護士法人中田・島尾法律事務所設立<br>2008年10月 第一東京弁護士会に入会<br>東京日本橋に同法人の東京支店設立<br>2008年12月 日本弁理士会登録<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人中田・島尾法律事務所 代表社員 | 一株         |

- (注) 1. 当社は、中田祐児氏の所属している弁護士法人中田・島尾法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 中田祐児氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中田祐児氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。
4. 中田祐児氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と中田祐児氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、2019年10月の消費増税による消費者マインドの落ち込み、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、経済の動向や企業業績に与える影響懸念等、今後の景気動向については不透明さが増す状況が続きました。

このような状況下におきまして、当社は、事業セグメントを「クリーンエネルギー事業」「スマートホーム事業」「ストック事業」に分けて活動を行っております。

各セグメントの事業環境は下記のとおりであります。

#### ① クリーンエネルギー事業

当社の事業領域に関わるクリーンエネルギー事業につきましては、2018年に経済産業省・資源エネルギー庁が策定した第5次エネルギー基本計画において、2030年の国内総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を22～24%とする目標が掲げられ、多くの企業にとっても重要課題と位置付けられております。

また、固定価格買取制度(FIT)の変更や未稼働案件に対する運転開始期限設定の義務化等により発電事業者の淘汰が進む一方、稼働中の太陽光発電施設の売買に関する中古(セカンドリ)市場が形成され、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されていく見通しです。

#### ② スマートホーム事業

当社は、規格住宅「IETERRACE (イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FITCELL (フィットセル)」を中心に引き続き展開してまいりました。

#### ③ スtock事業

販売したクリーンエネルギー発電所やスマートホームの管理等を中心に展開しております。

このような状況のもと、当事業年度において、クリーンエネルギーとスマートホームの各事業で積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化をしてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は4,735,252千円、営業利益157,880千円、経常利益142,338千円、当期純利益79,098千円となりました。

なお、当事業年度より、報告セグメントの名称と区分を変更しており、当事業年度の比較、分析は変更後の名称に基づいております。

変更後の新報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### イ. クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業におきましては、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されていくなか、第3四半期までは概ね計画通り推移しました。年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の対応により電力会社の太陽光発電施設の系統連系の遅れ等が発生しました。

以上の結果、クリーンエネルギー事業の売上高は2,078,061千円（前年同期比7.2%減）となり、セグメント利益は296,249千円（前年同期比778.1%増）となりました。

#### ロ. スマートホーム事業

スマートホーム事業におきましては、再生が見込めるエリアの用地を取得、当社建設パッケージ商品（スマートホーム）を組み合わせ、居住用不動産として開発。開発した商品をマイホームとして分譲、または、投資用戸建賃貸住宅として販売してまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等により、金融機関の融資対応の遅れ、セミナーの中止や商談遅延等による影響がありました。結果、当初の計画に対して販売棟数が減少し、当事業年度の販売棟数は96棟となりました。

以上の結果、スマートホーム事業の売上高は1,782,614千円（前年同期比13.5%減）となり、セグメント損失は7,471千円（前年同期はセグメント利益187,604千円）となりました。

#### ハ. ストック事業

ストック事業については、販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを引き続き行ってまいりました。

以上の結果、ストック事業の売上高は874,576千円（前年同期比21.2%増）となり、

セグメント利益は251,269千円（前年同期比181.5%増）となりました。

### 事業別売上高

| 事業区分        | 第11期<br>(2019年4月期)<br>(前事業年度) |       | 第12期<br>(2020年4月期)<br>(当事業年度) |       |
|-------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
|             | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   |
| クリーンエネルギー事業 | 2,238,273千円                   | 44.6% | 2,078,061千円                   | 43.9% |
| スマートホーム事業   | 2,061,392                     | 41.0  | 1,782,614                     | 37.6  |
| ストック事業      | 721,510                       | 14.4  | 874,576                       | 18.5  |
| 合計          | 5,021,176                     | 100.0 | 4,735,252                     | 100.0 |

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は68,041千円であり、その主なものは、太陽光発電施設の取得並びに業務システムの更新・機能強化等でありませぬ。

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、短期借入れにより200,000千円、長期借入れにより100,000千円を資金調達した一方で、長期借入金の返済が288,797千円ありました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第 9 期<br>(2017年 4 月期) | 第 10 期<br>(2018年 4 月期) | 第 11 期<br>(2019年 4 月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2020年 4 月期) |
|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)            | 7,198,070             | 6,157,131              | 5,021,176              | 4,735,252                         |
| 経常利益 (△損失) (千円)       | 1,125,179             | 1,082,036              | △205,782               | 142,338                           |
| 当期純利益 (△純損失) (千円)     | 646,546               | 562,413                | △398,717               | 79,098                            |
| 1株当たり当期純利益 (△純損失) (円) | 151.38                | 131.34                 | △93.10                 | 18.47                             |
| 総 資 産 (千円)            | 6,899,509             | 7,624,335              | 7,219,343              | 7,586,273                         |
| 純 資 産 (千円)            | 4,320,670             | 4,776,573              | 4,266,782              | 4,289,687                         |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 1,009.17              | 1,115.40               | 996.26                 | 1,006.73                          |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期につきましては、事業年度の変更に伴い、2016年4月1日から2017年4月30日までの13か月間となっております。

### (3) 対処すべき課題

当社は、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等を更に推進するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めております。

#### ① コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における議決権を持つ監査等委員による監査・監督機能の強化、社外取締役が、取締役会において、社外の独立した立場から株主さまやその他のステークホルダーの方々の視点を踏まえた意見をより活発に提起し、意思決定における「透明性と客観性の向上」を図っております。

#### ② コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を継続的に図っております。

#### ③ 内部管理体制の強化

当社は、2020年4月末現在、取締役4名、使用人69名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていくことを見据え、内部監査室に専任スタッフを配置し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図っております。

#### ④ 優秀な人材の採用及び育成

今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

#### ⑤ 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House (ソーラーリッチハウス)」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

#### (4) 主要な事業内容 (2020年4月30日現在)

| 事業区分        | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クリーンエネルギー事業 | <p>主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として、売電中の「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」を取得し、または自ら開発した発電所をポートフォリオとして運用しながら、発電効率を最大化し太陽光発電施設の販売を行っております。</p> <p>また、クリーンエネルギー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。</p>                                                                                                                                                                                    |
| スマートホーム事業   | <p>マイホーム用として、再生が見込めるエリアを中心に、独自の規格型スマートハウス（「IETERRACE（イエテラス）」）、完成販売住宅「Simpleie(シンプルエ)」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売や、レントハウス用として、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」の販売を行っております。</p> <p>また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地・建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。</p> |
| ストック事業      | <p>販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを行っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### (5) 主要な事業所等 (2020年4月30日現在)

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 本 社     | 東京都港区芝大門二丁目2番1号 ユニゾ芝大門二丁目ビル7階 |
| 徳 島 本 社 | 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23         |
| 関 西 支 社 | 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル3階     |

(注) 本社は、2020年3月2日付で「東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号 渋谷新南口ビル2階」から「東京都港区芝大門二丁目2番1号 ユニゾ芝大門二丁目ビル7階」へ移転いたしました。

### (6) 使用人の状況 (2020年4月30日現在)

| 事 業 区 分               | 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 |
|-----------------------|---------|-----------|
| ク リ ー ン エ ネ ル ギ ー 事 業 | 34名     | 2名減       |
| ス マ ー ト ホ ー ム 事 業     | 12名     | 8名減       |
| ス ト ッ ク 事 業           | 9名      | 3名減       |
| 全 社 ( 共 通 )           | 14名     | 3名増       |
| 合 計                   | 69名     | 10名減      |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 使用人数は、臨時雇用者（パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員の期中平均雇用人員25名）は含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## (7) 主要な借入先の状況 (2020年4月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行         | 619,490千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 272,500千円 |
| 株 式 会 社 阿 波 銀 行         | 225,030千円 |

## (8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,282,800株 (自己株式21,800株を含む。)
- (3) 株主数 1,588名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 エ フ ピ ー ラ イ フ       | 2,510千株 | 58.90%  |
| 鈴 江 崇 文                     | 530千株   | 12.43%  |
| 尾 崎 昌 宏                     | 162千株   | 3.80%   |
| 立 花 証 券 株 式 会 社             | 106千株   | 2.49%   |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社     | 78千株    | 1.83%   |
| 有 限 会 社 ミ ロ ス               | 65千株    | 1.52%   |
| エ ム ア イ イ ー 合 同 会 社         | 55千株    | 1.30%   |
| ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 | 23千株    | 0.54%   |
| む さ し 証 券 株 式 会 社           | 20千株    | 0.48%   |
| 中 山 健 三                     | 20千株    | 0.46%   |

- (注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。  
2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2020年4月30日現在）

| 会社における地位          | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                      |
|-------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 鈴江 崇文 |                                                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 徳岡 宏一 |                                                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 三谷 恭也 | (株)日本APセンター代表取締役副社長<br>(株)Tier・Index取締役<br>NACRE Global Asset Protection(Switzerland)<br>Chairman |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 山田 善則 | (株)日本M&Aセンター取締役（監査等委員）                                                                            |

- (注) 1. 取締役 三谷恭也氏、山田善則氏は、「監査等委員である社外取締役」であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）三谷恭也氏、山田善則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会による監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

## (2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|----------------------------|-----------|---------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 1名<br>(-) | 39,600千円<br>(-)     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>(2) | 17,640千円<br>(9,600) |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 4名<br>(2) | 57,240千円<br>(9,600) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）0名）、監査等委員である取締役3名（うち社外監査等委員である取締役2名）であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第8回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役（監査等委員）三谷恭也氏は、(株)日本APセンター代表取締役副社長及び(株)Tier・Index 取締役並びに NACRE Global Asset Protection(Switzerland) Chairmanであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）山田善則氏は、(株)日本M&Aセンター取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況及び発言状況                                                                                                             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>三谷 恭 也 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>山田 善 則 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに、監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。  |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

- ④ 責任限定契約の内容の概要  
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は下記のとおり2016年8月30日開催の取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議し、2019年7月26日「内部統制に関する基本方針」の一部改定を決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、取締役会、経営会議、ガバナンス委員会によりコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (2) 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正をはかるため内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- (5) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- (2) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
- (2) ガバナンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
- (3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (2) 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (3) 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (4) 経営会議を原則月2回以上開催し、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

#### 5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
- (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (3) 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (4) 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。

#### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- (2) 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
- (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務に執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- (4) 監査等委員会から内部統制システム及び監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役1名と監査等委員である取締役3名の合計4名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催している。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っている。

### ② 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、社内より1名、社外より2名招聘しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っている。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査している。監査等委員は、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識、見地から経営監視を実施することとしており、さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでいる。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めている。

### ③ 経営会議

経営会議は、常勤取締役及び事業・管理部門責任者で構成されており、月2回以上開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定及び決議を行う会議体となっている。

### ④ ガバナンス委員会

当社のガバナンス委員会は取締役及び事業・管理部門責任者により構成され、取締役会の諮問機関として、経営の透明性・公正性を確保することを目的として設置している。

また、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述する。

(a) 取締役の選任及び解任に関する審議

(b) 経営会議等の重要な会議体の監視監督

(c) 経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言

(d) 内部監査室の監視監督

(e) その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

### ⑤ 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置している内部監査室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査している。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告している。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでいる。

### ⑥ 会計監査人

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結し、会計監査を受けている。なお、2020年4月期において業務を執行した公認会計士は、茂木秀俊氏、吉澤将弘氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は5名（公認会計士1名、その他の補助者4名）である。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けている。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率（2. 株式の状況（4）大株主の持株比率を除く）については、表示単位未満の端数がある場合には、これを四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,595,330</b> | <b>流動負債</b>    | <b>2,142,091</b> |
| 現金及び預金          | 1,152,621        | 買掛金            | 469,234          |
| 売掛金             | 519,541          | 1年内返済予定の長期借入金  | 129,605          |
| 販売用不動産          | 1,273,297        | 短期借入金          | 1,000,000        |
| 製品              | 1,699,942        | 未払金            | 77,205           |
| 仕掛品             | 779,601          | 未払費用           | 50,971           |
| 材料貯蔵品           | 66,061           | 未払法人税等         | 51,419           |
| 前渡金             | 935,983          | 前受金            | 263,899          |
| 前払費用            | 128,935          | 預り金            | 61,469           |
| 未収消費税等          | 8,544            | 賞与引当金          | 25,393           |
| その他             | 30,802           | 完成工事補償引当金      | 11,910           |
| <b>固定資産</b>     | <b>990,943</b>   | 資産除去債務         | 983              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>316,301</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>1,154,494</b> |
| 建物              | 12,297           | 社債             | 100,000          |
| 構築物             | 4,009            | 長期借入金          | 587,415          |
| 機械及び装置          | 62,987           | 資産除去債務         | 288              |
| 車両運搬具           | 3,309            | その他            | 466,791          |
| 工具、器具及び備品       | 3,745            | <b>負債合計</b>    | <b>3,296,586</b> |
| 土地              | 229,951          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>49,397</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>4,289,692</b> |
| ソフトウェア          | 37,733           | 資本金            | 979,822          |
| ソフトウェア仮勘定       | 11,664           | 資本剰余金          | 949,809          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>625,244</b>   | 資本準備金          | 949,809          |
| 投資有価証券          | 92,650           | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,373,490</b> |
| 関係会社株式          | 66,350           | その他利益剰余金       | 2,373,490        |
| 出資金             | 25,199           | 繰越利益剰余金        | 2,373,490        |
| 長期前払費用          | 126,376          | <b>自己株式</b>    | <b>△13,430</b>   |
| 繰延税金資産          | 30,579           | 評価・換算差額等       | △4               |
| その他             | 299,974          | 繰延ヘッジ損益        | △4               |
| 貸倒引当金           | △10,250          | <b>純資産合計</b>   | <b>4,289,687</b> |
| 投資損失引当金         | △5,635           | <b>負債純資産合計</b> | <b>7,586,273</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,586,273</b> |                |                  |

# 損益計算書

(2019年5月1日から  
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 4,735,252 |
| 売上原価         | 3,414,216 |
| 売上総利益        | 1,321,035 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,163,155 |
| 営業利益         | 157,880   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 123       |
| 還付加算金        | 3,232     |
| 補助金収入        | 3,000     |
| 解約金収入        | 1,143     |
| その他の         | 647       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 15,779    |
| 社債利息         | 1,028     |
| 為替差損         | 4,281     |
| その他の         | 2,598     |
| 経常利益         | 23,688    |
| 特別損失         |           |
| 関係会社株式売却損    | 11,780    |
| 投資損失引当金繰入額   | 5,635     |
| 税引前当期純利益     | 17,416    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41,404    |
| 法人税等調整額      | 4,419     |
| 当期純利益        | 79,098    |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月2日

株式会社フィット  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉澤 将弘 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィットの2019年5月1日から2020年4月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役および監査法人アリアから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月2日

株式会社フィット 監査等委員会

常勤監査等委員 徳岡 宏 一 ㊞

監査等委員 三谷 恭也 ㊞

監査等委員 山田 善則 ㊞

(注) 監査等委員三谷恭也、山田善則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



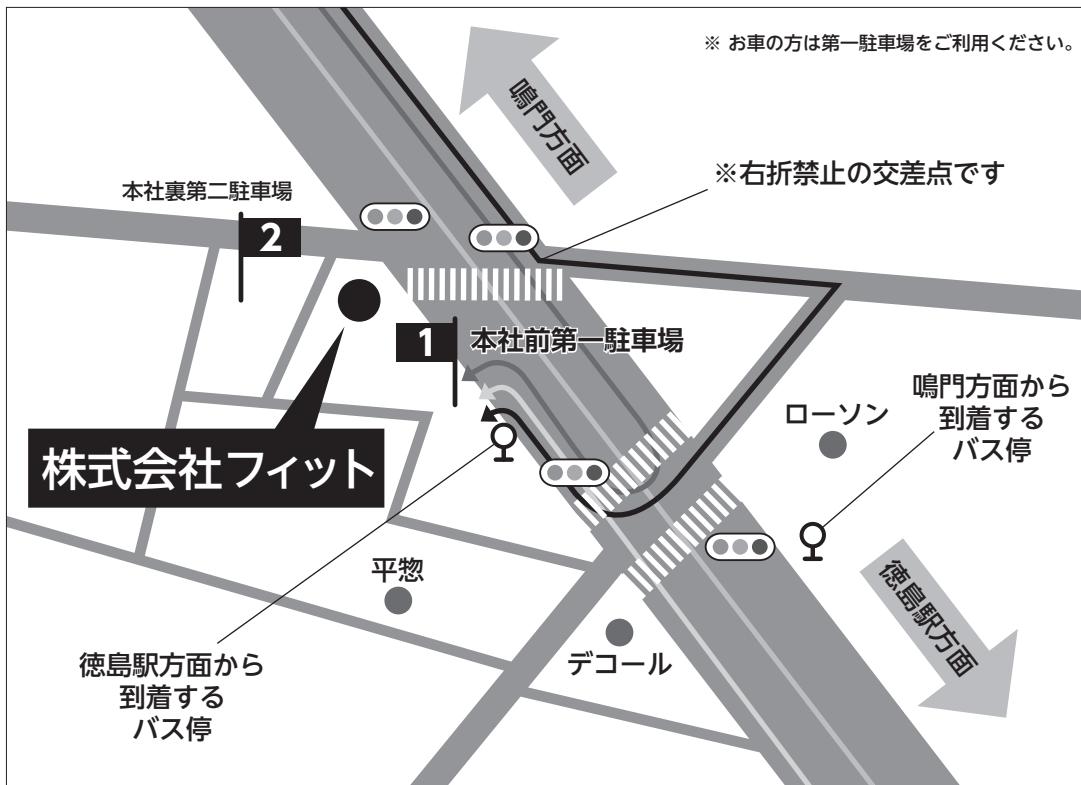




# 株主総会会場ご案内図

**会場** 徳島県徳島市川内町加賀須野1069-23

電話 088-665-1500



## 交通

### 【徳島駅から】

<公共交通機関でお越しの場合>

路線バス「徳島駅前」から「工業団地前」まで 約30~35分

バスのりば：JR徳島駅前乗降場

徳島バス：1番のりば 鳴門・松茂・北島方面行き もしくは

2番のりば 徳島阿波おどり空港方面行き

<お車でのお越しの場合> 約20分

JR徳島駅の南側の元町交差点を東へ直進約1km (国道11号線方面へ)

徳島本町交差点を左折して国道11号線に入り、北へ直進約8km

ホームキーパーデコールさんのすぐ近く

いえとち本舗の赤い看板が目印です。